

# 「生涯教育制度改定2013」についてのお知らせ

日本作業療法士協会誌第9号（平成24年12月15日発行）の特集において、「生涯教育制度改定2013」の概要が12頁に渡り示されました。また、本誌では前号（平成25年2月発行）の巻頭言を通して、仲田副会長より改定のポイントについて情報発信がされました。制度の運用は今年の4月より開始されています。今回は、改定された生涯教育制度の中から「基礎研修制度」に関する 1. 現職者共通研修の基礎ポイント付与について、2. 現職者共通研修の「10. 事例報告」の機会の拡大について、3. 基礎ポイント期限の廃止（直近5年）についての説明と窓口のご案内を致します。

栃木県作業療法士会  
問い合わせ窓口



教育部 生涯教育管理 (旧:生涯教育システム部)

E-mail: [reha.n@jadecom.nikko.tochigi.jp](mailto:reha.n@jadecom.nikko.tochigi.jp)

〒321-1441 栃木県日光市清滝安良沢町1752-10 日光市民病院 リハビリテーション科 小島宣明

## 1. 現職者共通研修の基礎ポイント付与

【条 件】: 現職者共通研修 10 テーマ修了 ⇒ 現職者共通研修修了確認印 + 基礎ポイント 20Pの付与

【対 象 者】: 基礎研修の修了申請をしていない方 (栃木県作業療法士会会員ならびに日本作業療法士協会会員)

【ポイント取得手段】

- ① 教育部への手帳郵送・・・平成25年7月より受付開始
- ② 第4回栃木県作業療法学会内「事例検討報告会」の窓口・・・11/24(日) 国際医療福祉大学

【準備確認】

- ① 生涯教育受講記録: 会員番号・氏名の記入
  - ② 基礎研修受講記録の押印欄の確保 (20ポイント分)
- ※ 押印欄が足りない場合・・・書式をダウンロード (栃木県作業療法士会ホームページ)
- ※ 手帳郵送の場合・・・返信用封筒 (切手代は各会員の自己負担)

## 2. 現職者共通研修の「10. 事例報告」の機会拡大

- 1) 第4回栃木県作業療法学会内「事例検討報告会」において事例を報告した場合
- 2) 協会学術部の事例報告登録制度に登録した場合
- 3) 「協会主催学会」および「査読のある士会主催学会 (一般演題)」において事例を報告した場合
- 4) SIG (他団体の学術集会等における事例発表も含む) において事例を報告した場合
- 5) 基礎研修修了者が指導する事例報告会で発表した場合

【押印の取得方法】

- ※ 上記1): 事例検討報告会受付にて手帳を提出下さい。
- ※ 上記2): 公開中と表示される画面をプリントアウトし、手帳と共に教育部へ提出下さい。
- ※ 上記3)~5): 「事例報告履修申請書」を記入し、手帳と共に教育部へ提出下さい。

(申請書書式: 栃木県作業療法士会ホームページよりダウンロード)

## 3. 基礎ポイント有効期限の廃止 (直近5年)

※ 【基礎研修修了申請をしていない方】

- ・ これまでに取得したすべてのポイントが有効となります。(5年を超えてもよい)
- ・ 基礎研修修了申請には50ポイントが必要 (内20ポイントは現職者共通研修修了にて取得)

※ 【基礎研修修了申請または更新申請をしたことがある方】

- ・ 基礎研修修了または更新の認定日から取得したすべてのポイントが有効となります。
- ・ 50ポイントに到達した時点で更新して下さい。(5年を超えてもよい)

※ 基礎研修修了申請および更新申請、ともに申請窓口は日本作業療法士協会事務局となります。